「佐伯市生活支援体制整備事業とは」

① 地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みについて

地域包括ケアシステムの姿

病気になったら・・・ 矢



- ●在宅医療·介護連携推進事業
- ●認知症施策の推進







【高齢期になっても住み続けられる居住環境】

- ●緊急通報システム整備事業
- ●緊急情報キット事業
- ●居住安定に係る施策との連携
- ●認知症施策の推進



介護が必要になったら・

【在宅介護を支える介護サービスの 充実強化】

●介護(予防)サービス等



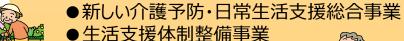


地域において、自助・ 互助を活用しながら

いつまでも元気に **牛活支援・介護予**方

※これらの資源を繋ぐことが ケアマネジャーの役割

【役割や生きがいをもって参加できる環境の整備】、 健康に暮らすための介護予防の推進】、【見守り、配食、買い物な どの多様な生活支援】



●認知症施策の推進





担当【高齢者福祉課】

② 生活支援体制整備事業とは

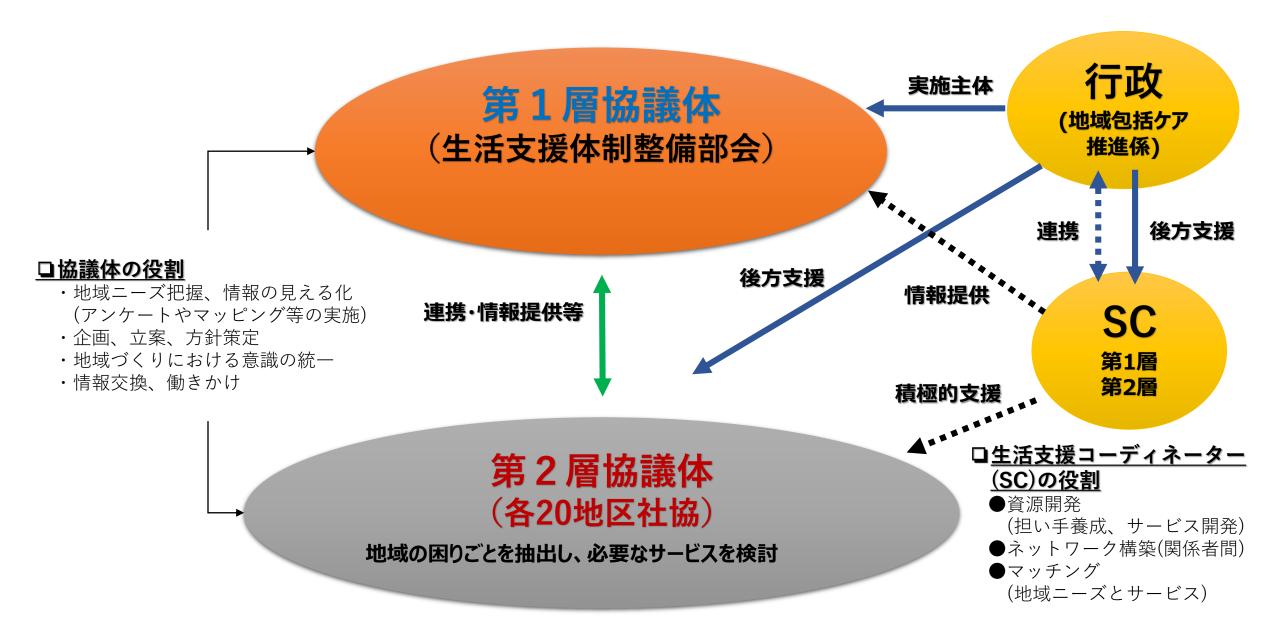
生活支援体制整備事業=「地域づくり」

目的

○様々な生活支援サービスを担う事業主体(フォーマル・インフォーマルサービス等)と連携しながら、<u>多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。</u>

地域の支え合い(互助)等の「地域の力」で「地域の課題」を解決できる体制を整える。

② 生活支援体制整備事業とは



③ 生活支援コーディネーターとは



- ★地域の"困ったなぁ""地域のためにやって みたいな"を拾い上げ、関係者等に伝えて 協議する場を作ります。
- ★高齢になっても住み慣れた地域で、自分 らしく暮らしていけるよう、生活支援・ 介護予防の体制づくりを住民と一緒に 行っていきます(地域づくり)。

どうしたら いいかなぁ?

い上げ・紹介



生活支援 コーディネーター (SC)



協議体の開催 (課題を協議する場)

住民の皆さんと一緒に課題を話す場を作ります。

行政・区長会・民生委員・地区社協・老人 クラブ・PTA・各ボランティア団体・ 公民館 など





社会資源の把握・調査

- ・地域の状況把握
- ・様々な資源の調査
- ・地域とのつながり

住民主体のグループの実行支援

- ・有償ボランティアグループの立ち上げ支援
- ・企業や団体との連携マッチング
- ・居場所の紹介、立ち上げ支援







